

令和8年度

県営住宅夕日ヶ丘団地C・E棟系統給水ポンプユニット更新工事

図 番	図 名	縮 尺
M-01	表紙、図面リスト	—
M-02	特記仕様書、附近見取図、配置図	1/500
M-03	機器表、ポンプ室平面図	1/30

[illegible]

1 一般事項

(1) 現場説明書、質問回答書、特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、すべて以下の国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修の標準仕様書等による。

- ・「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和7年版）」（以下「標準仕様書」という。）
- ・「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和7年版）」（以下「改修標準仕様書」という。）
- ・「公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（令和7年版）」（以下「標準図」という。）

- (2) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「機械設備工事監理指針（令和7年版）」（以下「監理指針」という。）を適用する。
- (3) 電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、電気設備工事及び建築工事はそれぞれの標準仕様書、改修標準仕様書、標準図及び監理指針を適用する。

2 特記事項

- (1) 官公署その他への手続
工事の施工に使用に必要な官公署その他への手続き、検査並びにその費用は、請負者の負担とする。
- (2) 機材等
本工事に使用する設備機材等は、設計図書に規定するもの又はこれらと同等以上の品質及び性能を有するものとする。これらと同等以上のものとする場合は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料をあらかじめ監督職員に提出して承諾を受ける。なお、(一社)公共建設協会発行の「建築材料・設備機材等品質性能評価事業(設備機材等評価品名簿)」による場合は評価書の写しを監督職員に提出するものとする。

- (3) 機材の品質・性能証明
JIS等のマーク及び評価書のある機材を使用する場合は、標準仕様書第1編第1章第4節1. 4. 2 (3)の品質及び性能を有することの性能を有することの証明となる資料の提出を省略できる。ただし、標準仕様書に規定される製作図、試験成績等は除く。

- (4) 電気容量及び機器表示
原則として、機器類の能力、容量等は表示された値以上とし、電動機出力、燃料消費量等は表示された値以下とする。
- (5) 施工図等
提出した施工図等の著作権に係わる当該建物に限る使用権は発注者に移譲するものとする。

- (6) 完成写真等
国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「工事写真撮影ガイドブック機械設備工事編 令和5年版」による。
完成写真（カラー判）2部 を完成時に提出すること。

- (7) 完成図等
- 次の図書を工事の完成引渡し時に監督職員に提出する。
- ・完成図、施工図（CADデータ、PDFデータ）2部
 - ・完成図2つ折製本（A3判、A4判）各2部
 - ・完成図書（A4版市販ファイル）：完成写真、完成図・施工図（A4折ページ）、主要機器図、試験成績書 2部
 - ・保守用説明書（A4版市販ファイル）：保守に関する指導書内書、機器取扱説明書、主要機器一覧表 2部
 - ・保証書（原本、写し）各1部
 - ・官公署届出書類（原本、写し）各1部

- (8) 技能士の適用
配管 2 級

- (9) 電気保安技術者
適用しない

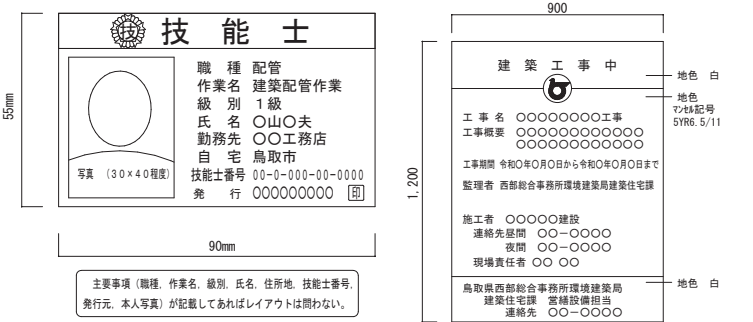
- (10) 工事用水・電力・その他
本工事に必要な工事用電力、水及び諸手続きなどの費用はすべて受注者の負担とする。

- (11) 表示板
設ける。(寸法等は下図による。)

- (12) 補修など
工事の施工に伴い既存部分を汚染又は損傷した場合は、既成にならい補修する。

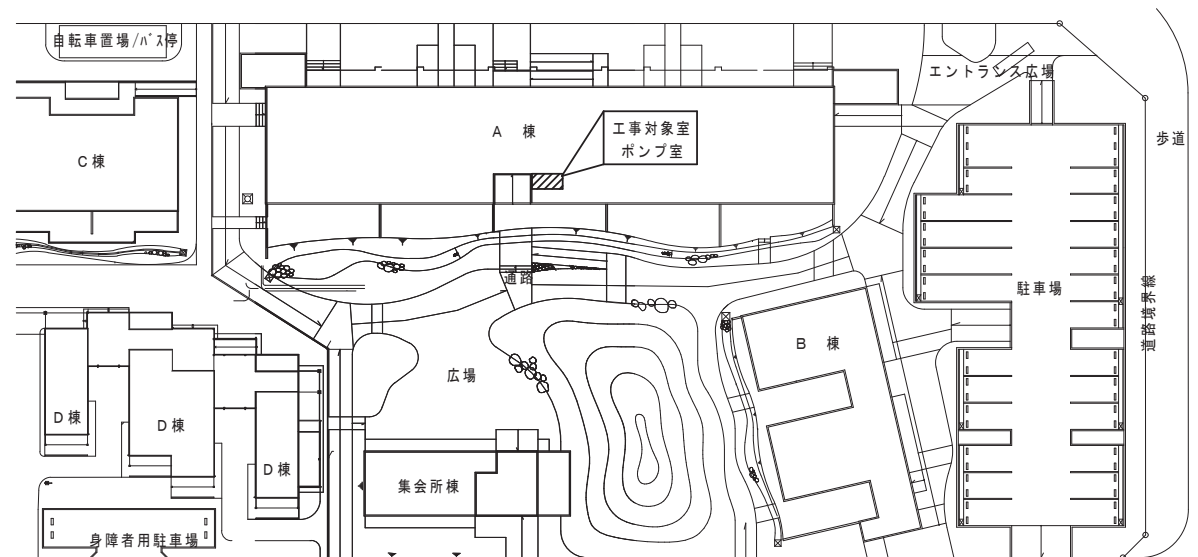
- (13) 火災保険等
工事目的物及び工事材料等工事施工中の事故に伴う損害を補てんするため火災保険等に参加する。

- ※ 技能士名札参考図 ※ 工事表示板（書体は角ゴシックとする）



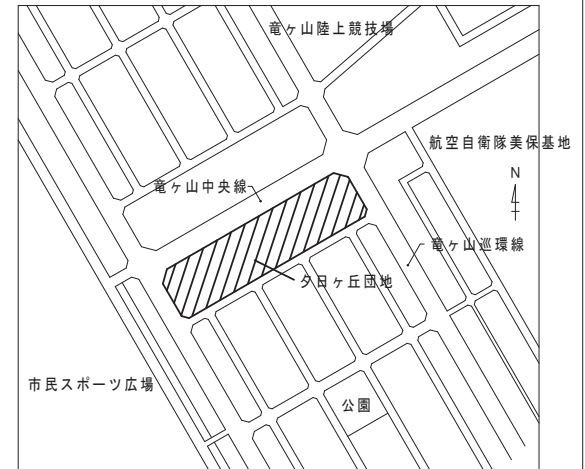
【工事概要】

- ・ 県営住宅タ日ヶ丘団地のC・E棟系統給水ポンプユニットの更新 1 台
- ・ 上記に伴う配管の更新 1 式



道路境界線
道路（区画道路 6-32号線）

配置図 S = 1 / 5 0 0



附近見取図



運給現芥線

J

鳥取県
令和8年度
西部環境建築局

工 事 名	県営住宅タリヶ丘団地 C・E棟系統給水ポンプユニット更新工事	S C A L E	D A T E		課 長	参 事	課 長 補 佐	係 長	合 議	担 当	年 度	図面NO.
図 名	特記仕様書、附近見取図、配置図	1/500	R8.07	鳥取県西部総合事務所環境建築局建築住宅課							R8	M-02

機器表（新設）

記 号	名 称	仕 様	数 量	配 線 類	備 考
PWU 1	加圧給水ポンプユニット	推定末端圧力一定制御給水方式 自動交互並列運転 吸上げ仕様 能 力：32×50A×150L/min×35m 電動機：3φ200V-1.1kW×2 全閉外扇屋内形 付属品：制御盤（減滅水警報、力率改善リットル、漏電遮断器、空転防止リレー）、凍結防止ヒータ、防振架台、他付属品一式	1	電源配線： EM-CE3.5sq-4C（既設のまま） 制御配線： EM-CEE2sq-4C（既設のまま） 警報配線： EM-IE2.0×2、E2sq（既設のまま）	基礎再利用

ポンプユニット(PWU-1)まわり弁類

GV(5K) 32A	2	新設
GV(5K) 50A	1	新設
GV(10K) 50A	1	新設
防振継手(球型) 32A	2	新設
防振継手(球型) 50A	1	新設

ポンプ室 平面図（新設） 1/30

凡 例

記 号	名 称	仕 様 等
— — —	給水管	水道用ステンレス粉体エポキシ鋼管 SGP-PB (保温仕様：b・(A)・VII)

特 記

1 実線（太線）は新設を示し、破線は既設のままを示す。

2 指示なき配管・配線は露出配管を示す。

3 新設配管は既設のねじ部に接続する想定としている。

4 配線類については既設配線を再接続すること。

5 採用機器により追加の配管・配線改修等が必要な場合は原則施工者負担で対応すること。

6 機器据付用のフカゲルトについては、採用機器について耐震計算書（設計用水平震度は0.6とする）を作成し仕様を決定すること。また、基礎に設置したフカについては全箇所引張試験を行うこと。

7 新設機器に配線接続後、受水槽内の電極制御による機器の動作確認をすること。

8 機器更新後にポンプ二次側の水栓にて採水し残留塩素測定を行うこと。

機器表（撤去）

記 号	名 称	仕 様	数 量	配 線 類	備 考
PWU 1	加圧給水ポンプユニット	推定末端圧力一定制御給水方式 自動交互並列運転 能 力：32×50A×150L/min×35m 電動機：3φ200V-1.1kW×2 全閉外扇屋内形 付属品：制御盤（減滅水警報、力率改善リットル、漏電遮断器、空転防止リレー）、凍結防止ヒータ、防振架台、他付属品一式	1	電源配線： EM-CE3.5sq-4C（既設のまま） 制御配線： EM-CEE2sq-4C（既設のまま） 警報配線： EM-IE2.0×2、E2sq（既設のまま）	型式： SX-50VFC324-1.1W (テラル) 基礎再利用

ポンプユニット(PWU-1)まわり弁類

GV(5K) 32A	2	撤去
GV(5K) 50A	1	撤去
GV(10K) 50A	1	撤去
防振継手(球型) 32A	2	撤去
防振継手(球型) 50A	1	撤去

ポンプ室 平面図（撤去） 1/30

凡 例

記 号	名 称	仕 様 等
— — —	給水管	水道用ステンレス粉体エポキシ鋼管 SGP-PB (保温仕様：b・(A)・VII)

特 記

1 実線（太線）は撤去を示し、破線は既設のままを示す。

2 指示なき配管・配線は露出配管を示す。

3 撤去配管は既設のねじ部からの取外しを想定している。

4 既設配線を離線すること。

5 撤去対象のアジャスタのASTベスト分析調査（1検体）を実施し、分析結果を監督員に報告すること。ASTベストが含有されていた場合は関係法令に基づき適正に撤去処分を行うこと。この場合の処分費については別途協議とする（設計上はASTベスト処分費を見込んでいない）。

工 事 名

図 名

県営住宅タリヶ丘団地
C・E棟系統給水ポンプユニット更新工事

機器表、ポンプ室平面図

SCALE

DATE

1/30

R8.07

鳥取県西部総合事務所環境建築局建築住宅課

課 長

参 事

課長補佐

係 長

合 議

担 当

年 度

図面NO.

R8

M-03

鳥取県
令和8年度
西部環境建築局